

「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費 補助金交付要領

(趣旨)

- 1 この要領は、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマーク普及促進事業費補助金の交付について、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

- 2 要綱第2条に定める補助事業は、次のとおりとする。
 - (1) 商品パッケージ等へのロゴマークを直接表示する販売資材作成事業
商品が入る贈答用の蓋付きの主として紙製の箱（化粧箱）、果物等を入れるセロハン製の袋、商品の包装用フィルム、瓶詰又は缶詰商品に貼付する商品名等を表示するラベル、その他これらに類似する商品パッケージにロゴマークを表示するためのデザイン料及び印刷するための版の作成事業とする。
 - (2) 出荷箱等へのロゴマーク表示事業
生産者又は出荷団体が卸売市場や小売店等へ商品を出荷する際や配送の際に使用する主として段ボールで制作された箱（発泡スチロール製を含む）、その他これらに類似する商品が入る箱にロゴマークを表示するためのデザイン料及び印刷するための版の作成事業とする。
 - (3) 商品ロゴマーク等と併記した「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業
既存商品パッケージや出荷箱等への貼付を目的とした、屋号又企業等ロゴマーク若しくは商品ロゴマークと併記した農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークのシール作成のためのデザイン料及び印刷するための版の作成事業とする。
 - (4) 「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成事業
山梨県から交付を受けた「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークの電子データを使用して印刷業者等に委託して実施する「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークシール作成のための版の作成事業とする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。